

土木工事出来形管理基準 改定の要旨

ページ	改定項目	主な改定内容
3	<p>■第1章 総則</p> <p>総則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用範囲について、仮設構造物を除くこと、本基準により難しい場合の取り扱いを明記した。
6～9	<p>■第2章 出来形管理基準</p> <p>配水管工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「配水小管」、「配水本管」の名称について、呼び径400mm未満でも配水本管となる場合があるため、「呼び径350以下」、「呼び径400以上」に改めた。また、割栗石基礎は標準図に記載がないことから、削除した。
10～21	配水管工事 各種弁室築造工	<ul style="list-style-type: none"> ○ フランジ型制水弁、ソフトシール制水弁を「制水弁」に統一し、参考としてGX形制水弁の図面を追加した。 ○ 弁キョウ(a)の測定について、弁操作に支障がなければ計測不要とし、削除した。 ○ 側塊の積み重ねについて、ズレがないことを確認することとした。 ○ 目地厚の測定を削除した。 ○ 消火栓室は、φ300mm、φ350mmの場合、蓋の中心とスピンドル中心が偏心しているため、図及び注記を追加した。 ○ 空気弁室は、玉押器対応型急速空気弁室となるため、図面を変更した。また、足掛金物は側塊の寸法や設置数により間隔が異なるため、削除した。 ○ 制水弁室は、プレキャスト製制水弁室を追加した。 ○ 排水室を、プレキャスト製に変更した。
24～25	水道施設構造物工事 (基礎工)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎杭について、東京都建設局の出来形管理基準の記載に準じ、既成杭工と場所打杭工を併記した。
27	(鉄筋及びPCコンクリート構造物)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1ブロックの定義を追記した。
30～31	(粒状活性炭引き抜き工、敷き込み工)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工種を「引き抜き工」と「敷き込み工」に分割した。
32～33	シールド・推進工事 (立坑) (地下連続壁立坑)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 柱列式、壁式について併記した。
34～37	シールド・推進工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 測定項目全般について、他局等の基準類と整合を図った。
40～41	水管橋工事 (橋台工)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都建設局の出来形管理基準の記載に準じ、規格値を改定した。
48～49	舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 舗装の規格値等は道路管理者により異なる場合があるため、具体的な規格値等について「公道の場合は、各道路管理者の基準による」とした。
50～55	街築工事、擁壁工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都建設局の出来形管理基準の記載に準じて改定した。
58～59	<p>■付録</p> <p>水管橋外面塗装工事標準塗膜厚表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ WSP基準を基に改定した。

<p>(旧頁) 59~62</p>	<p>■<u>参考資料(出来形管理表 記入例)</u></p>	<p>○ 記載例集を参照できるため、削除した。</p>
-----------------------	-------------------------------------	-----------------------------